

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人輝陽樹会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 理事長及び常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表2に定める額とする。
ただし、定款第8条評議員の各年度の報酬総額700,000円を超えない範囲でとする。

(非常勤の理事及び評議員の理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 非常勤の理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第6条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長等及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わ

ないものとする。

- 2 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第8条 理事長及び常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、給与と合わせて毎月月末締め翌月20日(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員賃金規定第3条の規定に準じて支給)

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(費用)

第10条 役員等が出張する場合は、別表3に定める旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第11条 新たに理事長及び常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 理事長及び常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として二割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(役員等の職務証跡)

- 第12条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(公表)

- 第13条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

- 第14条 本規程の改正は、理事長が理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(改廃)

- 第15条 本規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- この規程は、平成27年11月1日より適用する
この規定は、平成29年1月1日より適用する。
この規定は、平成29年6月16日より施行する。

別表

別表 1 (理事長及び常勤の理事の月額報酬)

役職名	報 酬
理事長	280,000円
常勤の理事	50,000円

*給与と合わせて支給する

別表 2 (非常勤理事と監事及び評議員の日額)

名 称	報 酬	受取金額
理事会出席報酬等	12,480円	10,000円
評議員会出席報酬等	12,480円	10,000円
苦情対応第三者委員	12,480円	10,000円
監事監査指導報酬等	22,590円	15,000円
入札等立ち合い報酬	12,480円	10,000円

別表 3 (旅費の日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	20,000円	15,000円	実 費